

済生会和歌山病院看護職員修学資金貸与要綱

【目的】

第 1条 この要綱は、済生会和歌山病院において看護師として勤務を希望する者に対して、修学資金を貸与することにより修学を容易にし、もって看護師の充実に資することを目的とする。

【修学資金の貸与】

第 2条 修学資金は大学及び看護学校及び同養成所(以下「学校」という)に入学し、卒業後引き続き済生会和歌山病院において看護師の業務に従事しようとする者に貸与する。

【貸与資金】

第 3条 修学資金は、月額40,000円とする。

また別途に、(社)和歌山県病院協会立看護専門学校の施設整備協力金として1年生は500,000円、2年生は333,000円、3年生は167,000円を貸与する。

【申込期間】

第 4条 申込期間は、毎年4月1日から 同年5月末日迄とする。

【貸与期間】

第 5条 貸与期間は、修学資金貸付の決定した年度の4月に遡って貸与するものとし、その者の在学する大学及び看護師養成施設を卒業する日の属する月まで貸与するものとする。但し貸与期間は大学については4年以内、養成施設については3年以内とする。

【申請手続】

第 6条 修学資金を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(別紙第1号様式)を病院長に提出しなければならない。

【貸与の可否通知】

第 7条 病院長は、修学資金の貸与申請があったときは貸与の可否を決定し当該申請者に通知するものとする。

【保証人】

第 8条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならぬ。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年であるときは、保証人のうち1人はその者の親権者または後見人でなければならない。

3 第1項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

【借用書の提出】

第9条 修学資金の貸与決定の通知を受けた者は、保証人と連署のうえ修学資金借用証書(別紙第2号様式)を速やかに病院長に提出するものとする。

【修学資金の交付】

第10条 修学資金は原則として3ヶ月分を一括して交付するものとする。

2 貸与する修学資金のうち病院長と当該校長との契約がある場合に限り、その一部を直接当該校長に交付することができる。

【貸与の取消】

第11条 病院長は、修学資金の貸与を受けている者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の貸与を取消すものとする。

- (1)第2条(修学資金の貸与)に規定する者でなくなったとき。
- (2)修学資金の貸与を辞退したとき。
- (3)学校成績が著しく不良となったとき。
- (4)学校において懲戒処分を受けたとき。
- (5)学校を退学したとき。

2 修学資金の貸与を受けている者は、前項の規定に該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金を直ちに返還しなければならない。

【貸与の停止】

第12条 修学資金の貸与を受けている者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金を貸与しないものとする。

2 修学資金の貸与を受けている者は、前項の規定に該当するに至ったときは、すでに貸与を受けた修学資金につき、その該当するに至った理由の生じた日の属する月の翌月以降の分に相当する額を直ちに返納しなければならない。

【返還債務の免除】

第13条 修学資金の貸与を受けている者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金返還の債務を免除することができる。

- (1)学校卒業後1年以内に看護師の免許を取得し、直ちに済生会和歌山病院において貸与を受けた期間、看護師の業務に従事したとき。
- (2)死亡または災害、病気その他病院長がやむを得ないと認めた理由により看

護師の業務を継続することができなくなったとき。

【修学資金の返還】

第14条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号に該当した時は、貸与を受けた期間から、事由の生じた月までの業務に従事した期間を控除した残りの期間に相当する修学資金を、年賦又は月賦で返還しなければならない。従事期間の計算は年単位とし、従事した月数が1年に満たない場合は切り捨てとする。

- (1)学校卒業後1年以内に看護師の免許を取得しなかったとき。
- (2)学校卒業後済生会和歌山病院で貸与を受けた期間、看護師の業務に従事しなかったとき。

【届出等】

第15条 修学資金の貸与を受けている者は修学資金の貸与を辞退しようとするときは修学資金辞退届(別紙第3号様式)により病院長に届出なければならない。

2 修学資金の貸与を受けている者は、次の各号のそれぞれの一に該当する場合は、休学届等(別紙第4号様式)により遅滞なく病院長に届出なければならない。

- (1)休学、復学、退学、留年したとき。
- (2)停学その他処分を受けたとき。

【その他】

第16条 その他この修学資金の貸与に関し必要な事項は別に定める。

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

平成10年 4月 1日	一部改正
平成11年 4月 1日	一部改正
平成14年 4月 1日	一部改正
平成18年 4月 1日	一部改正
平成23年 4月 1日	一部改正
平成23年8月1日	看護学校の指定を解除